

次年度多子世帯利用給付に関するご案内（新規・継続）

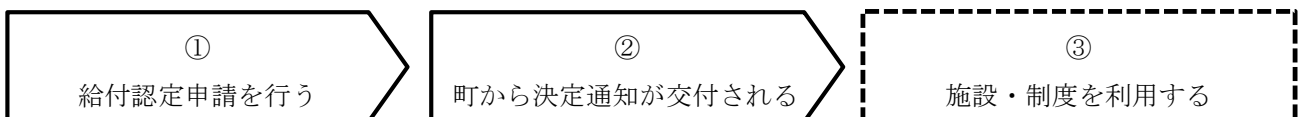
（第2子以降の認可外保育施設、企業主導型保育事業）

問 田布施町 町民福祉課 児童係 TEL 0820-52-5810

第2子以降の対象子どものうち、認可外保育施設、企業主導型保育事業の利用者で、保育の必要性の要件を満たしている場合、利用料が払い戻されます（上限あり）。

4月以降この制度を利用する方は、以下の内容を確認の上、申請してください。なお、この無償化制度をすでに利用している場合も、現況確認のため毎年手続が必要です。

（1）申請の流れ



（2）保育の必要性の認定事由

制度を利用するには、子どもの保護者のいずれもが、以下の事由のいずれかに該当する必要があります。

事 由	基 準	必要書類
就 労	1 か月あたり 48 時間以上労働することが常態である	・ 就労証明書 ・ 変則就労の土曜日利用希望の場合はシフト表 ・ 自営業の場合は直近の確定申告書の写し 新規開業の場合は開業届 等
妊娠・出産	出産前2 か月出産後3 か月である	・ 保育を必要とする申立書 ・ 母子手帳の写し
保護者の 疾病・障がい	・ 疾病・負傷している ・ 精神や身体に障がいを有している	・ 保育を必要とする申立書 ・ 診断書または手帳の写し
親族の 介護・看護	親族を常時看護または介護している	・ 保育を必要とする申立書 ・ 診断書または手帳の写し 介護保険被保険者証の写し 等
就 学	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している	・ 保育を必要とする申立書 ・ 学生証、在学証明書 等
求職活動	求職活動を行っている（起業準備含む） ※有効期間は3 か月	・ 求職活動申立書
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている	・ 保育を必要とする申立書 ・ リ災証明書
その他	上記に類する場合で町長が特に認める場合	・ 保育を必要とする申立書

※必要書類が揃っていないと受理できません。

※きょうだいの利用の場合、事由証明の書類は世帯で1部ご準備ください。子どもごとの作成は不要です。

※その他、不明な点がありましたら、町までご相談ください。

(3) 申請について

◇申請期間 令和8年11月2日(月)～令和9年2月26日(金)

※期間以降の申請は受け付けますが、4月1日からの認定ができない場合があります。

◇申請先 町民福祉課 児童係(役場1階③窓口)

◇必要書類 ・多子世帯利用給付認定(変更)申請書 1枚

・保育の必要性を証明する書類(詳細は(2)を確認) 1～2枚

利用料を無償とするための申請であり、利用の可否を決定する手続ではありません。施設や制度の利用の可否については、それぞれの実施施設等にお問い合わせください。

(4) 払い戻しについて

認可外保育施設		企業主導型保育事業	
対象子ども	月上限額	対象子ども	月上限額
第2子以降の3歳未満児	45,700円	第2子以降の1、2歳児	37,000円
		第2子以降の0歳児	37,100円

※施設等利用給付の認定を受けている子どもは、本制度は併用できません。

このたび申請した内容に変更がある場合は、事由発生後すぐに、必ず町へご報告ください。

(例) 転職、退職、就職、婚姻、離婚、転居、同居、税の更正、障害者手帳等の取得など